



山形県公報

平成15年5月1日(木)

号 外(46)

目 次

規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則..... (雇用労政課) ... 1

規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第52号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条の2第1項中「、特定職種受講手当」を削り、同条第2項中「600円」を「500円」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別記様式第1号中 「 受 講 手 当 特定職種受講手当 通 所 手 当 」 を

「 受 講 手 当 通 所 手 当 」 に改める。

受講手当			特定職種 受講手当		通所 手当
日 数	日 額	月 額	日 数	金 額	月 額
日	円	円	日	円	円

受講手当			通所 手当
日 数	日 額	月 額	月 額
日	円	円	円

